

事務連絡  
令和7年2月3日

一般社団法人	全国建設業協会	常務理事	様
一般社団法人	日本建設業連合会	事務局長	様
一般社団法人	全国中小建設業協会	専務理事	様
一般社団法人	全国建設産業団体連合会	専務理事	様

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課長

埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受けた対応について（協力要請）

本年1月28日に埼玉県八潮市で発生した流域下水道管に起因する道路陥没事故については、現在も、事故に巻き込まれたドライバーの救助に向け、懸命な対応が進められておりますが、当該救助活動に当たり、さらなるバキューム車等の動員を要する状況となっております。

こうしたことから、本日、当省 水管理・国土保全局 下水道事業課長より各都道府県、各政令市及び各市町村並びに日本下水道事業団あてに、別添の通知が発出され、本件事故を受けての当面の応急対策を優先して実施するに当たり、必要に応じ、公共工事標準請負契約約款第20条第2項の規定の適用による施工中の工事の一時中止により、当該対策の実施に必要となるバキューム車、建設機械、資機材の調達や技術者の確保に向けて、適切に対応するよう要請がされたところです。

貴団体におかれましては、本件事故への対応を理由とした都道府県等からの施工中の工事の一時中止についての協議依頼等がなされた場合は、本件事案の緊急性、重要性等に鑑み、適切に対応いただきますよう、傘下の団体及び建設業者に対して周知をお願いいたします。

また、当該約款に基づく対応に限らず、本件事故を受けた応急復旧対応に当たり、関係自治体等から要請があった場合につきましても、ご協力いただけますよう、併せての周知方、よろしくをお願いいたします。

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令市下水道担当部長 殿  
(上記、各地方整備局等経由)  
各市町村下水道担当部長 殿  
(上記、各都道府県経由)  
日本下水道事業団事業統括部事業調整課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道事業課長

埼玉県の流域下水道管に起因する道路陥没事故に伴う救助活動等の  
優先的かつ円滑な実施等について(要請)

埼玉県の流域下水道管に起因する道路陥没事故に伴い、人命救助を優先して道路陥没現場への汚水の流入水量を減らし陥没内部の水位を下げるため、さらなるバキューム車等の動員が必要となります。

このため、貴都道府県及び貴都道府県管内の市町村が発注した工事で現在施工中の工事等について、下記のとおり、適切に取り扱われるよう宜しくお願ひします。

また、調査、設計、測量等の業務についても、同様の取扱いがなされるようあわせてお願ひします。

各都道府県におかれては、管内市町村(政令指定都市を除く)に対して、本要請の周知徹底をお願ひします。

記

<工事中止命令について>

公共工事の請負契約については、これまでも、公共工事標準請負契約約款の活用をお願ひしていますが、各発注者におかれては、同約款第20条の規定の趣旨に沿って、次のとおり、受注者に対する工事の一時中止を適切に指示されるよう、特段の御配慮をお願ひします。

○当面の応急対策を優先して行うための工事一時中止命令

同約款第20条第2項において、発注者が必要があると認めるときは工事を中止させることができることとされていますが、当面の応急対策のためには、バキューム車、建設機械、資機材の調達や技術者の確保など、建設企業の協力が不可欠です。このため、優先度の高い緊急復旧等の調査、計画検討、工事等への対応が必要であって、かつ、その工事等に速やかに着手できる建設企業が見受けられず、施工中の工事の施工会社がこれらを行う必要があると認められる場合には、事故現場等における応急対策を優先して行うことができるよう、当該施工中の工事について、施工会社の意向も踏まえ、工事の一時中止を指示するようお願いいたします。

また、この措置を実施することに伴い必要となる予算の繰越手続についても、遺漏なきよう宜しくお願ひします。